

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく
特定自動車の附置義務台数の算定の概要について

●共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿以外の用途に供する部分

ア 百貨店その他の店舗、事務所の用途に供する部分

$$(3545.98 \text{ m}^2 \text{ (百貨店その他の店舗)} + 4647.05 \text{ m}^2 \text{ (事務所)}) \div 200 \text{ m}^2/\text{台} = \underline{40.97 \text{ 台}}$$

イ 倉庫、その他の特定用途に供する部分

$$(0 \text{ m}^2 \text{ (倉庫)} + 3254.64 \text{ m}^2 \text{ (その他の特定用途)}) \div 300 \text{ m}^2/\text{台} = \underline{10.85 \text{ 台}}$$

ウ 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿以外の非特定用途に供する部分

$$(1054.51 \text{ m}^2 \text{ (共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿以外の非特定用途)}) \div 600 \text{ m}^2/\text{台} = \underline{1.76 \text{ 台}}$$

$$\text{合計 } \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} = \underline{53.58} \quad \text{小数点以下切上げ} = \underline{54 \text{ 台}}$$

(参考)

新総合自治会館駐車場設置台数

機械式 63 台

平置式 1 台 (身障者用)

合 計 64 台

